宮崎市上下水道局告示第２９号

このことについて、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札（電子入札）を実施するので、地方自治法施行令第１６７条の６の規定により公告する。

令和２年５月１３日

宮崎市上下水道事業管理者
上下水道局長　宮本　兼治

１　工事名等

工　事　名	幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事（その２） ⇒以下「本工事」という。
工　事　場　所	宮崎市祇園１丁目外
工　期	令和２年１１月３０日
公　表　金　額	83,400,000 円（予定価格×１００／１１０）
最低制限価格	有り
工　事　概　要	第1号　φ600DIP(NS形)布設工（更）　L=267.8m 第2号　既設管切廻工　L=4.0m 第3号　消火栓設置工（新）　1基
建設リサイクル法	対象
契　約　番　号	50028

２　本工事に係る担当課

入　札　事　務	〒880-8505　宮崎市橘通西一丁目１番１号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985 - 21 - 1725　FAX 0985 - 23 - 5517
契　約　事　務	〒880-8507　宮崎市鶴島三丁目２５２番地 宮崎市上下水道局 管理部 総務課 TEL 0985 - 26 - 7506　FAX 0985 - 24 - 1047
工　事	〒880-8507　宮崎市鶴島三丁目２５２番地 宮崎市上下水道局 水道部 水道整備課 TEL 0985 - 26 - 7534　FAX 0985 - 24 - 1047

３　応募資格要件

本工事の条件付一般競争入札に応募できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

①	地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しない者であること。
②	手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
③	会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある者にあっては、当該手続開始後、裁判所の更生計画又は再生計画の認可の決定を受けていること。
④	民事執行法（昭和５４年法律第４号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について国税徴収法（昭和３４年法律第１４７号）に基づく強制換価手続を受け支払が不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。
⑤	本工事の告示日から入札参加資格の確認日までのいずれの日においても、宮崎市建設工事等に係る指名停止等の措置に関する要綱（平成６年告示第１９８号）による指名停止を受けていない者であること。
⑥	入札に参加しようとする者の間に、別で定める「資本関係又は人的関係がある者の同一入札への参加制限について」において規定する基準のいずれかに該当する関係がないこと。
⑦	建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条第１項に規定する営業所のうち主たる営業所を宮崎市内に有すること。
⑧	本工事の開札時点において、宮崎市（上下水道局を含む。）が発注した水道施設工事（総務部契約課において入札を執行したものに限る。）で完了（完成検査に合格したもの。）していない工事の合計金額が、６，０００万円を超えていないこと。 ※共同企業体の構成員として落札した工事を含む。 ※令和元年度以前に受注した工事を含む。 ※本工事の開札時点までに執行された入札において落札者又は落札候補者となった工事を含む。
⑨	令和元年度宮崎市競争入札参加資格者名簿（市内）において水道施設工事部門のＡランクに登載されている者で、建設業法第３条第１項の規定に基づく水道施設工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けている者であること。 ※下請代金の額が４，０００万円以上となる下請契約を締結して施工しようとする場合は、建設業法第３条第１項第２号に規定する特定建設業の許可を受けている者であること。
⑩	水道施設工事業について、建設業法第２７条の２３第１項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成３０年１１月３０日以降のものに限る。）を受けた者で、かつ、水道施設工事業の直近の総合評定値が７８０点以上であること。
⑪	平成２７年度以降、国又は地方公共団体等が発注した水道施設工事を元請として施工し、完了した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上のもの）があること。
⑫	水道施設工事に係る建設業法第７条第２号イからハのいずれかに該当する者で以下の要件を満たす者を主任技術者（又は監理技術者）として専任で配置できること。 ※監理技術者を配置する場合は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、 　監理技術者講習を修了した日から５年を経過していない者を配置すること。 ※配置予定技術者は、上記のほかに以下の要件を満たすこと。 ・直接的かつ恒常的な雇用関係にある者であること。 ・入札参加申込の時点で３ヶ月以上の雇用関係にある者であること。

4　入札手続等

（1）入札参加申込に必要な書類の交付

交付場所	宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード
交付書類	条件付一般競争入札参加申込書（様式第１号）

（2）入札参加申込の受付

受付場所	〒880-8505　宮崎市橘通西一丁目１番１号 宮崎市 総務部 契約課 TEL 0985－21－1725　FAX 0985－23－5517
受付期間	告示の日から令和２年５月２２日まで （土曜日、日曜日及び祝日を除き、８時３０分から１７時１５分まで）
提出方法	持参又は郵送（郵便書留に限る。）とする。 郵送の場合、令和２年５月２２日　１７時１５分までに必着。
提出書類	（1）の交付書類の欄に掲げる書類

（3）設計書等の配布方法

宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムからのダウンロード

（4）設計図書等に関する質疑について

受付期間	入札参加申込みを受け付けた日から令和２年５月２６日正午まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
質疑書の提出先	〒880-8507　宮崎市鶴島三丁目２５２番地 宮崎市上下水道局 水道部 水道整備課 TEL 0985－26－7534　FAX 0985－24-1047
質疑に関する回答	令和２年５月２９日までに行うものとし、質疑事項及び回答を宮崎市ホームページ又は入札情報サービスシステムに掲載するほか、総務部契約課内に掲示する。

（5）現場説明会

実施しない。

5　入札の日程等

（1）入札日程【電子入札】

	期間・期日等	場所・留意事項等
入札書受付期間	令和２年６月２日 午前７時から 令和２年６月３日 午前１０時１０分まで	入札書には工事費内訳書を必ず添付すること。工事費内訳書の添付がない入札は無効とする。
開札日時	令和２年６月３日 午前１０時２０分	宮崎市役所 本庁舎　５階 契約課 第１入札室

（2）その他

入札の無効	宮崎市財務規則（平成元年規則第１号。以下「規則」という。）第１２５条に規定する場合のほか、虚偽の申請を行った者のした入札及び入札参加資格のあることを確認された者のうち入札時点において指名停止を受けている者等、入札時点において入札参加資格の無い者のした入札は無効とする。
入札保証金	規則第１２２条第２項第２号の規定により、免除とする。

6　落札者の決定方法

落札者の決定方法	規則第１２７条に規定する予定価格の制限の範囲内で、規則第１２８条に規定する最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、後日、審査において落札候補者に競争入札参加資格があると認めた場合に落札者として決定する。この場合において、落札候補者は、入札後、期限までに下記に示す書類を提出するものとする。
	同日に入札を執行する次の案件については、重複して落札候補者又は落札者となることができない。一の案件について落札候補者又は落札者となった者が、その後開札される他の案件について入札を行っている場合は、その入札を無効とする。 開札は原則として開札順位に従って執行し、順次落札候補者又は落札者を決定する。なお、再度の入札を行う場合は、当該案件の開札順位を、順次最下位に繰り下げるものとする。 開札順位１ 幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事（その２）　※本案件 開札順位２ 幹線管路耐震化事業祇園工区配水管布設替工事（その３）
提　出　書　類	①対象工事と同種工事の施工実績調書 ②配置予定技術者経歴書 ③経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し ④その他必要と認める書類
提　出　期　限	令和2年6月８日

7　契約及び支払い

契　約　保　証　金	契約保証金の取扱いについては、規則第１０５条の規定による。		
支　払　条　件	前払金・中間前払金　有	部分払　０回	完成払

8　入札・契約条項を示す場所及び期間

掲　示　場　所	〒880-8505　宮崎市橘通西一丁目１番１号 宮崎市 総務部 契約課内（宮崎市役所 本庁舎 ５階） TEL 0985‐21‐1725　FAX 0985‐23‐5517
	〒880-8507　宮崎市鶴島三丁目２５２番地 宮崎市上下水道局 掲示場（上下水道局 正門横） 問合せ先　管理部 総務課 TEL 0985‐26‐7506　FAX 0985‐24‐1047
掲　示　期　間	告示の日から落札者が決定する日まで ※ただし、総務部契約課における掲示は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

掲示終了　令和２年６月１１日